

確 認 書

大規模地震等の災害時における創価学会戸田記念墓地公園施設の
一時避難所使用に関する申し合わせ事項確認書

創価学会 戸田記念墓地公園事務局

石 狩 市

大規模地震等の災害時における創価学会戸田記念墓地公園施設の 一時避難所使用に関する申し合わせ事項確認書

創価学会戸田記念墓地公園事務局（甲）と石狩市（乙）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が戸田記念墓地公園（以下、「施設」という。）の一部を一時避難所として提供する場合は、次のとおり確認する。

（一時避難所の定義）

本確認書にいう一時避難所とは、大規模地震等の非常災害時に乙が指定する「望来地区」の一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものである。

また、災害初動時を過ぎた場合は、行政機関等が開設する広域避難場所等への移動が可能と判断された段階で避難者の移動を実施することを確認する。

（施設提供の開始）

大規模地震等の災害が発生し、乙より甲に対し施設提供の要請があった場合、甲は、避難者の安全確保のため、施設の被害状況を確認し提供の可否を判断した後、乙に連絡するものとする。ただし、甲が乙の要請以前に市民が避難してきたことを現認した場合、当該施設の安全確認等を行うとともに、直ちに避難者の受け入れを開始する。

甲は、被害状況によっては、二次災害を防ぐため施設を提供しない場合がある。また、いかなる場合も、乙は、施設を無許可で使用しない。

（施設の使用範囲・収容可能人数）

施設の安全な使用のため、施設内で一時避難所として使用する範囲、並びに収容人数を予め以下の通り定める。乙は、その範囲で適切な使用を心がけるものとする。

創価学会 戸田記念墓地公園 礼拝堂 150名

厚田戸田講堂 城聖会館200名、宝来の間80名、常楽の間30名

合計 460名

（施設の運営）

施設の運営は、甲が指揮権限を持つ。甲は、乙と協議の上、運営本部を設置し運営方法を適宜協議する。避難所の運営に当たっては、すべての避難者の安全を最優先し、そのために甲乙が最大限に協力し合うものとする。

（甲が施設を利用しているときに災害が発生した場合の措置）

甲の会員が施設を使用中に災害が発生した場合は、在館者の避難所としての利用を優先する。この場合、施設内の状況を考慮し、甲乙は避難者の収容人数等を協議・調整するものとする。

（施設の退去）

行政機関による災害鎮静宣言・警戒宣言解除等、緊急性を必要としなくなった場合、または発生後7日以内を目途に、甲乙協議の上、施設提供の終了を判断する。施設提供が終了した場合、乙は避難者に対し、施設から行政機関等が開設する広域避難場所等に移動するよう指示する。

(施設の原状回復)

乙は、甲の許可なく、甲の施設の造作・模様替等を行わない。また乙は、甲の施設または備品を乙の責に帰すべき事由によって汚損・破壊・滅失したとき、または甲に無断で施設の現状を変更したときは、乙は、施設退去後すみやかに、乙の負担により原状回復しなければならない。

(施設の使用料)

甲の一時避難所としての施設の使用料は、無料とする。

(備蓄品の管理と補充)

甲は、甲が常備する備蓄品とともに、乙が提供する備蓄品も併せて保管、管理するものとする。甲が避難者へ提供した甲の備蓄品の費用については、原則、甲が負担をするが、新たに補充する際に、乙も費用負担ができるように努力する。

(施設運営責任者)

施設の運営本部の設置に伴い、甲乙はそれぞれ施設運営責任者を立てるものとする。施設提供の開始および運営についての協議は、いずれも原則として甲乙の施設運営責任者を通じて行うものとする。

(有効期間)

本申し合わせ事項確認書の有効期間は、締結日から平成25年3月31日までとし、期間満了の3ヶ月前までに甲乙のいずれからも異議の申し出がない場合、更に1年間期間を延長するものとし、以降もこの例に従うものとする。

(双方の協議)

甲および乙は、被災時に備えた円滑な運営のため、必要に応じ協議の場を持ち、この申し合わせ事項を確認し、責任者名簿の交換、緊急連絡体制の確認などを行う。

なお、本申し合わせ事項確認書に定めのない事項及び見直しの必要のある事項が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

本確認書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙、署名の上、各自1通を保有する。

平成24年11月22日

(甲) 北海道石狩市厚田区望来327
創価学会 戸田記念墓地公園事務局

事務局長 一 柳 了 介

(乙) 石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市長 田 岡 克 介